

重要事項説明書

訪問看護

訪問看護ステーション Like

指定訪問看護サービス重要事項説明書

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社サクセスフルエイジング
代表者氏名	木下 一也
所在地	〒603-8203 京都市北区紫竹東高縄町 51 番地 4

2 ご利用者へのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護ステーション Like
介護保険指定事業所番号	京都市指定 2660190329
事業所所在地	〒603-8203 京都市北区紫竹東高縄町 51 番地 4
連絡先	電話番号 075-284-0390
ウェブサイト	https://successful-aging.care/
E-mail	like@successful-aging.care
管理者	橋爪 知子
相談担当者名	橋爪 知子
事業所の通常の事業の実施地域	京都市北区全域・上京区全域・左京区全域

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	本事業所において実施する指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場にたった適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	事業所の訪問看護師は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排せつ・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。 訪問看護の事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。 また、企業理念として、職員がプロ意識と誇りを持ち、笑顔を絶やさず安心して働ける環境を作る事により介護の質が向上しご利用者様及び関係機関からの評価が向上します。 仕事の依頼が増え、会社が潤い職員と社会に還元できます。 この福祉の輪を日本及び全ての地域社会に広げていく事が当社の役目であり、営利法人であるも、「人間に貢献できる企業」という自覚を持ちます。 これが当社の企業経営理念です。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日（祝日を除く）
営 業 時 間	午前 9 時から午後 6 時

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サ ー ビ ス 提 供 日	月曜日から土曜日（祝日を除く）
サービス提供時間	午前 9 時から午後 6 時（電話対応等は 24 時間）

(5) 事業所の職員体制

管理者	看護師 橋爪 知子
-----	-----------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1 名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2 主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い、同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5 利用者またはその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導または説明を行います。 6 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な指導を行います。 7 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。	常勤 1 名以上
看護職員（看護師・准看護師）	1 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常勤換算 2.5 人以上

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事、栄養指導及び排泄等日常生活の介助 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
サービス利用に係る利用料金は以下の通りです。介護保険給付対象サービスの利用については、通常、利用料金の9割の額（一定以上の所得のある方は8割、現役並みの所得のある方は7割）が介護保険から支給されます。

○訪問看護（サービス1回あたりのご利用者負担額（1割負担の場合））

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯	20分未満 (314単位)		30分未満 (471単位)		30分以上 1時間未満 (823単位)		1時間以上 1時間30分未満 (1,128単位)	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
昼間	3,359円	336円	5,039円	504円	8,806円	881円	12,069円	1,207円
早朝・夜間	4,205円	421円	6,302円	631円	11,010円	1,101円	15,087円	1,509円
深夜	5,039円	504円	7,564円	757円	13,214円	1,322円	18,104円	1,811円

准看護師訪問の場合は上記金額に90/100を乗じた金額となります。

○訪問看護（サービス1回あたりのご利用者負担額（2割負担の場合））

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯	20分未満 (314単位)		30分未満 (471単位)		30分以上 1時間未満 (823単位)		1時間以上 1時間30分未満 (1,128単位)	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
昼間	3,359円	672円	5,039円	1,008円	8,806円	1,762円	12,069円	2,414円
早朝・夜間	4,205円	841円	6,302円	1,261円	11,010円	2,202円	15,087円	3,018円
深夜	5,039円	1,008円	7,564円	1,513円	13,214円	2,643円	18,104円	3,621円

准看護師訪問の場合は上記金額に90/100を乗じた金額となります。

○訪問看護（サービス1回あたりのご利用者負担額（3割負担の場合））

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯	20分未満 (314単位)		30分未満 (471単位)		30分以上 1時間未満 (823単位)		1時間以上 1時間30分未満 (1,128単位)	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
昼間	3,359円	1,008円	5,039円	1,512円	8,806円	2,642円	12,069円	3,621円
早朝・夜間	4,205円	1,262円	6,302円	1,891円	11,010円	3,303円	15,087円	4,527円
深夜	5,039円	1,512円	7,564円	2,270円	13,214円	3,965円	18,104円	5,432円

准看護師訪問の場合は上記金額に90/100を乗じた金額となります。

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時 間 帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

※サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。
 なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、ご利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行います。

○訪問看護加算

加 算	利用料	利用者負 担額(1割)	利用者負 担額(2割)	算定回数等
初 回 加 算 (Ⅰ)	3,745円	375円	749円	初回のみ
初 回 加 算 (Ⅱ)	3,210円	321円	642円	
緊急時訪問看護加算(Ⅰ)	6,420円	642円	1,284円	1月に1回
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)	6,141円	615円	1,229円	
特 別 管 理 加 算 (Ⅰ)	5,350円	535円	1,070円	1月に1回
特 別 管 理 加 算 (Ⅱ)	2,675円	268円	535円	
ターミナルケア加算	26,750円	2,675円	5,350円	死亡月に1回
退院時共同指導加算	6,420円	642円	1,284円	1回当たり
看護介護職員連携強化加算	2,675円	268円	535円	1月に1回
看護体制強化加算(Ⅰ)	5,885円	589円	1,177円	1月に1回
看護体制強化加算(Ⅱ)	2,140円	214円	428円	

※ 初回加算は、新規に訪問看護計画を作成したご利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導料を算定する場合は算定しません。

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者またはその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う体制にある旨を説明し、同意を得た場合に加算します。

※ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態

にあるもの」とは次のとおりです。

①在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態

②在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態

③人工肛門または人工膀胱を設置している状態

④真皮を超える褥瘡の状態

⑤点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

なお、特別管理加算(Ⅰ)は①に、特別管理加算(Ⅱ)は②～⑤に該当する状態の利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。

※ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者またはその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。)に加算します。「その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

①多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度のものに限る。))をいう。)、他系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群をいう。)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷及び人工呼吸器を使用している状態

②急性増悪その他当該利用者の主治の医師が一時的に頻回の訪問看護が必要であると認める状態

※退院時共同指導加算は、入院もしくは入所中の方が退院退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に場合に加算します。また初回加算を算定する場合は算定しません。

※看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に加算します。

※看護体制強化加算は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして京都市に届け出た訪問看護事業所が、利用者に対して、訪問看護を行った場合に加算します。

○介護予防訪問看護（サービス1回あたりのご利用者負担額（1割負担の場合））

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯	20分未満 (303単位)		30分未満 (451単位)		30分以上 1時間未満 (794単位)		1時間以上 1時間30分未満 (1,090単位)	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
昼間	3,242円	325円	4,825円	483円	8,495円	850円	11,663円	1,167円
早朝・夜間	4,055円	406円	6,034円	604円	10,625円	1,063円	14,584円	1,459円
深夜	4,868円	487円	7,243円	725円	12,743円	1,275円	17,494円	1,750円

准看護師訪問の場合は上記金額に90/100を乗じた金額となります。

○介護予防訪問看護（サービス1回あたりのご利用者負担額（2割負担の場合））

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯	20分未満 (303単位)		30分未満 (451単位)		30分以上 1時間未満 (794単位)		1時間以上 1時間30分未満 (1,090単位)	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
昼間	3,242円	649円	4,825円	965円	8,495円	1,699円	11,663円	2,333円
早朝・夜間	4,055円	811円	6,034円	1,207円	10,625円	2,125円	14,584円	2,917円
深夜	4,868円	974円	7,243円	1,449円	12,743円	2,549円	17,494円	3,499円

准看護師訪問の場合は上記金額に90/100を乗じた金額となります。

○介護予防訪問看護（サービス1回あたりのご利用者負担額（3割負担の場合））

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯	20分未満 (302単位)		30分未満 (450単位)		30分以上 1時間未満 (792単位)		1時間以上 1時間30分未満 (1,087単位)	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
昼間	3,242円	973円	4,825円	1,448円	8,495円	2,549円	11,663円	3,499円
早朝・夜間	4,055円	1,217円	6,034円	1,811円	10,625円	3,188円	14,584円	4,376円
深夜	4,868円	1,461円	7,243円	2,173円	12,743円	3,823円	17,494円	5,249円

准看護師訪問の場合は上記金額に90/100を乗じた金額となります。

○介護予防訪問看護加算

加 算	利用料	利用者負 担額(1割)	利用者負 担額(2割)	算定回数等
初 回 加 算 (Ⅰ)	3,745円	375円	749円	初回のみ
初 回 加 算 (Ⅱ)	3,210円	321円	642円	
緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅰ)	6,420円	642円	1,284円	1月に1回
緊急時介護予防訪問看護加算(Ⅱ)	6,141円	615円	1,229円	
特 別 管 理 加 算 (Ⅰ)	5,350円	535円	1,070円	1月に1回
特 別 管 理 加 算 (Ⅱ)	2,675円	268円	535円	
退 院 時 共 同 指 導 加 算	6,420円	642円	1,284円	1回当たり
看 護 体 制 強 化 加 算	1,070円	107円	214円	1月に1回

4 その他の費用について

①交通費	通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を請求します。自動車を使用した場合で、通常の事業の実施地域を越えて訪問する場合は、以下の交通費を請求します。 ①通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 5k m以上 250 円 ②通常の事業の実施地域を越えた地点から片道 10k m以上 500 円
②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合で、事前連絡がない場合は、 利用料の2割相当額のキャンセル料を徴収します。 ただし、ご利用者の病状の急変や急な入院の場合には、キャンセル料は請求いたしません。
③死後の処置料	10,000 円

5 利用料、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までにご利用者あてお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	（ア）事業者指定口座への振り込み 京都中央信用金庫 紫野支店 普通預金 口座番号 0811230 口座名義 株式会社サクセスフルエイジング 代表取締役 木下一也 （イ）口座自動振替 （ウ）現金支払い お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 サービスの提供にあたって

- （１）サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- （２）利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに

当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援がご利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 主治の医師ならびにご利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、ご利用者やご家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、ご利用者またはご家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、ご利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、ご利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

7 虐待の防止について

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 橋爪 知子
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。
- (7) 介護相談員を受け入れます。
- (8) サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者（ご利用者の家族等、ご利用者を現に養護する方）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	①事業者は、ご利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④事業者は、従業者に、業務上知り得たご利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	①事業者は、ご利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ②事業者は、ご利用者及びそのご家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③事業者が管理する情報については、ご利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 緊急時の対応方法について

①サービス提供中に、ご利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご利用者があらかじめ指定する連絡先にも連絡します。

主治医	所属医療機関名称	
	氏 名	
	所在地／連絡先	
緊急時連絡先 （家族等）	氏名等	
	住 所（所在地）	
	電話番号	

※サービス提供時間外の緊急時等については、ご利用者やご家族等からのご連絡を受けたなら、関係各機関との連絡・連携をはかりつつ、可能な限りすみやかな対応に努めます。

②緊急時等の連絡先及び対応時間

☆平常の時間帯（午前9時から午後6時）：事業所電話番号 075-284-0390

☆平常の時間帯以外：事業所携帯電話番号 080-4321-6520

10 心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、ご利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービスまたは福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

11 居宅介護支援事業者等との連携

- ①指定訪問看護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ②サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

12 サービス提供の記録

- ①指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時にご利用者の確認を受けることとします。またご利用者の確認を受けた後は、その控えをご利用者に交付します。
- ②指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供が完結した日から5年間保存します。
- ③ご利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- ④提供した指定訪問看護に関し、ご利用者の健康手帳の医療の記録に係るページに必要な事項を記載します。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

（1）苦情処理の体制及び手順

提供した指定訪問看護に係るご利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- ①事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは提示の求め、または当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとします。
- ②事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係るご利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合は、当該指導または

助言に従って必要な改善を行うものとします。

(2) 苦情の受付

①当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○ご相談・苦情受付窓口（責任者） 橋爪 知子

○電話番号 075-284-0390

○受付時間 月曜日から土曜日（祝日を除く） 9:00～18:00

②行政機関その他苦情受付機関

京都市北区役所 保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-432-1364
京都市左京区役所 保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-702-1069
京都市上京区役所 保健福祉センター 健康福祉部健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-441-5106
京都府国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護管理係 相談担当	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090
京都府福祉サービス運営適正委員会 （社会福祉協議会）	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～16：30 電話番号：075-252-2152

14 損害賠償保険への加入

当事業者は、損害賠償保険に加入しています。

15 第三者による評価の実施状況（ 有 ・ ☐ 無 ）

①実施した年月日 年 月 日

②実施した評価機関の名称

③当該結果の開示状況（ 有 ☐ 無 ）

令和 年 月 日

訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面にに基づき重要事項の説明を行いました。

管理者名 橋爪 知子

説明者職名

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

ご利用申込者氏名

上記の者は署名・捺印が困難なため、私が代って署名・捺印を行います。

代理人氏名

(続柄)